

パネル発表「杉並区の動物支援協定」

林 光

この度、行政と協定を結ぶに至りましたので報告いたします。

杉並区立小学校では、平成4年から覚書の形で獣医師会との連携はありましたが、教育現場や獣医師会の役員の入れ替わりに伴い、その都度、情報の引き継ぎが困難でありました。このために継続した飼育支援は出来ていないのが現状でありました。

今回の協定締結には山田宏区長と井出隆安教育長に2名の民主党区議の方々から働きかけを頂きながらトップダウンで決まりました。

杉並区では昨年度、保健所の施策として自殺防止運動を行っており、また小学校では、「命の大切さ」という題材を中心に活動を進めていく土壌がありました。これらを背景に学校飼育動物を介した教育の認知度が高まってきていることや、指導要領の改正が上がっていたことが拍車をかけたと思います。

学校の現場では、教員の方々が学校飼育動物を利用したくともそれを取り巻く情報が充分でなく、協定により容易に動物の健康管理や動物介在授業の補助だけでなく、これら学校側が対応せざるを得なかった不得意分野を獣医師会のサポートを受けやすくなったと考えられます。

調印に至るまで度々、東京都獣医師会学校飼育動物委員の諸先生方にご意見を頂き、支えになっていただき情報の共有ができたことがより効率の良い契約に繋がったと考えております。

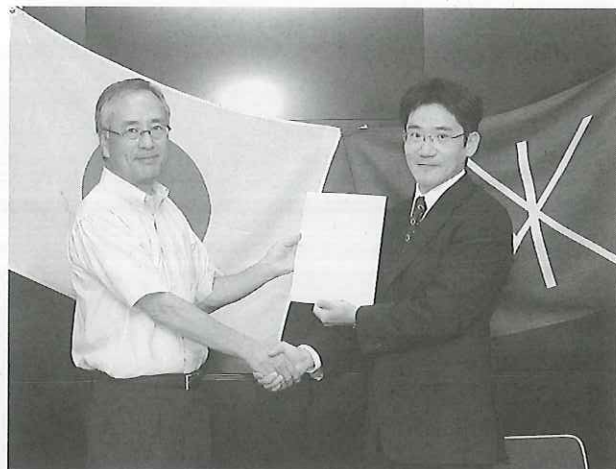
今後も支部単位での活動ではありますが、本部獣医師会との連携をとりつつ活動をしていきたいと考えます。

「杉並区立学校(園)における動物飼育支援活動に関する協定」では、単に教育委員会と獣医師会杉並支部での学校支援の協定が結ばれていることをいっているだけですが、契約書を毎年更新しつつ結ぶことで時代に合った内容を検討できるようになっております。また契約書では、委託内容を6項目にわたり示しておりますが、これには、

①飼育するほ乳類及び鳥類に関する相談を受け、助言を行う。

②定期訪問を行い、飼育動物環境の把握に努める。

③動物の診断を行う事。但し、



診療がひつような場合は別に当該校と協議すること。

④動物の死亡時には遺体検案を行い、社団法人東京都獣医師会と動物霊園協会との間の契約に基づき、埋葬の手続きを行うこと。

⑤学校での授業支援。

⑥その他、動物飼育を通じた教育活動向上に資する事務。

以上です。この中には治療に関する内容は含まれず、治療行為が発生する場合は事前に協議の上、調節して治療が進められることができます。まずは、学校現場も獣医師会もお互いの垣根を低くして顔の見えるおつきあいができるようにと協定ができたと言えるでしょう。実際に主として獣医師が学校に協力できるものは、治療ではないと思います。

動物を飼育するにも治療するにも費用が発生することを我々現場の人は認識し、決してボランティアではない責任ある活動を正当な費用の中で動くべきだと考えております。協定があることで、結果として治療にかかる費用は年々減少することが予想されます。

獣医師会として社会に公益法人活動を示すにはもっとも必要とされる分野の一つだと思えます。子どもの健全かつ道徳的レベルの高い精神育成に注目がなされてきている時代です。地域とともに会員病院が発展し次の世代が育つ事を祈って止まないところで。

(東京都獣医師会杉並支部)

学校飼育 獣医師会が支援

杉並区教委と協定、病気診断も

子供たちが学校でウサギやモルモット、鶏といった小動物を飼うのを支援するため、杉並区教育委員会と都獣医師会杉並支部は8日、協定を結んだ。

今後、病気やけがが見つかった際、同会支部が窓口となつて獣医師が診断するほか、定期的に各校の飼育状況を観察することを検討。小中学校の総合的な学習の時間に、獣医師が動物の飼い方について授業することも計画されて

いる。

区内の学校では、動物の

世話を通して命を大切にす
る気持ちをはぐくむと、
小動物の飼育が盛んに行わ
れている。区教委は「専門
家の支援を受けられるの
は、子供たちにとって心強
い」と期待していた。

